

愛知県からのお知らせ

「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】 【カラオケ設備利用自粛要請枠】（4/20～5/31 実施分）」の 申請受付の開始について

愛知県は、休業・営業時間短縮要請等に応じて休業・営業時間の短縮、カラオケ設備の利用自粛等を実施した愛知県内の事業者に対して、「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/31 実施分）」を交付します。（2021年4月16日及び5月7日発表済み。）

この度、当該協力金の申請受付を2021年6月7日から開始しますので、お知らせします。

受付開始に先立ち、6月1日から協力金専用のコールセンター及び専用のWebサイトである「申請サポートサイト」を開設します。

「申請サポートサイト」では、6月7日からパソコンやスマートフォンを用いた電子申請やWeb上での申請書作成支援等に対応します。また、6月7日から完全予約制の「申請サポート窓口」を県内各地に設置し、申請書作成等のサポートを行います。

1 協力金の概要

別紙の対象事業者に対し、「営業時間短縮要請枠」又は「カラオケ設備利用自粛要請枠」の協力金を交付します。

※協力金の概要は、「申請サポートサイト」（下記4参照）でも確認できます。

2 申請受付期間

2021年6月7日（月）から7月31日（土）まで（当日消印有効（郵送の場合））

3 協力金専用コールセンター（2021年6月1日（火）開設）

2021年6月1日（火）午前9時から「協力金専用コールセンター」で問合せを受け付けます。（5月31日（月）までは、制度概要に関する問合せを、「県民相談総合窓口（052-954-7453）」で受け付けます。）

【電話番号】 052-228-7310

【開設時間】 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※申請の審査状況、支払日に関する個別の問合せにはお答えしかねます。

※「申請サポート窓口」（下記5参照）の予約はコールセンターにお問い合わせください。（予約は来場希望日の1週間前までをお願いします。コールセンター以外での予約はできません。）

4 申請サポートサイト（協力金専用webサイト）（2021年6月1日（火）開設）

交付要件、申請方法の御案内のほか、電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算（試算）、申請書等の様式のダウンロードなどが行えます。質問形式により、支給対象かどうかを判定できる機能なども追加する予定です。

※ 電子申請、Web上での申請書作成、支給額の計算（試算）は6月7日（月）から

御利用いただけます。

<愛知県感染防止対策協力金(4/20～5/31 実施分)「申請サポートサイト」>

下記 URL にアクセスしてください。

(右の二次元バーコードからもアクセスできます。)

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com>



5 申請サポート窓口 (2021年6月7日(月)開設)

申請書の作成、支給額の計算などに関するサポート窓口を設置します。

県内 20 か所(下記)に常設窓口(土日祝日を除く)を設置するほか、常設窓口を設置しない市町村(一部除く)に臨時の窓口も開設(月1回程度)する予定です。

※ 常設窓口設置市(20か所):名古屋(6か所)、豊橋、岡崎、一宮、瀬戸、半田、春日井、豊川、津島、刈谷、豊田、安城、西尾、小牧、稲沢

常設窓口、臨時窓口ともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**完全予約制**となります。窓口の詳細(会場・日程、予約方法等)については、「協力金専用コールセンター」で御確認ください。

御予約は、「協力金専用コールセンター」で受け付けます。来場希望日の1週間前までにお問い合せください。

6 申請方法

以下の3種類の方法で申請できます。

① 電子申請	「申請サポートサイト」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法 ※パソコンやスマートフォンから申請できます。 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況が Web 上で確認できます。
② WEB 申請書作成 / 郵送申請	「申請サポートサイト」で必要事項を入力して自動作成された申請書を印刷の上、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法 ※申請フォーマットで、支給額を計算できます。 ※申請後の進捗状況が Web 上で確認できます。
③ 手書き / 郵送申請	申請書等の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法

※ 申請書等の様式は、市町村、商工会議所、商工会等に設置するパンフレットに掲載しています。また、「申請サポートサイト」からダウンロードできます。

※ 申請書・提出書類を郵送する場合は、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で送付してください。また提出時は必ず控えをとり保管してください。

7 申請に必要な書類(提出書類)

申請の際は、以下の書類を提出いただきます。詳細は「申請サポートサイト」を御確認ください。(同じ枠でも対象店舗によって必要な書類が異なります。)

【営業時間短縮要請枠】

- ① 申請書
- ② 誓約書
- ③ 営業活動を行っていることが分かる書類
- ④ 休業・営業時間短縮等の状況が分かる書類
- ⑤ 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
- ⑥ 本人確認書類
- ⑦ 振込先口座が分かる書類

【カラオケ設備利用自粛要請枠】

- ① 申請書
- ② 誓約書
- ③ 営業活動を行っていることが分かる書類
- ④ カラオケ設備利用自粛等の状況が分かる書類
- ⑤ 本人確認書類
- ⑥ 振込先口座が分かる書類

※ 必要に応じ、他の書類を追加提出いただく場合があります。

※ なお「愛知県感染防止対策協力金（12/18～1/11 実施分、1/12～2/7 実施分、2/8～3/21 実施分、3/22～4/19 実施分）」を申請している事業者は、直近の提出書類と記載内容が同一である場合に限り、一部の提出書類を省略することができます。

8 交付時期

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する場合がありますので、御了承ください。

9 問合せ先（協力金専用コールセンター、2021年6月1日（火）開設）

【電話番号】 052-228-7310

【開設時間】 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

※5月31日（月）までは、制度概要に関する問合せを、「県民相談総合窓口（052-954-7453）」で受け付けます。

※申請の審査状況、支払日に関する個別の問合せにはお答えしかねます。

※「申請サポート窓口」の予約はコールセンターにお問い合わせください。（予約は来場希望日の1週間前までをお願いします。コールセンター以外での予約はできません。）

愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】
【カラオケ設備利用自粛要請枠】（4/20～5/31 実施分）の概要

対象事業者・主な要件・支給額等

【営業時間短縮要請枠】

(1) 4/20-5/11 【22日間】（まん延防止等重点措置の期間）

対象エリア	名古屋市	名古屋市を除く愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日（火）から5月11日（火）まで【22日間】	
対象事業者	対象エリア内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
主な要件	営業時間の短縮	
	午前5時～午後8時に短縮 ※酒類の提供は 午前11時～午後7時	午前5時～午後9時に短縮
	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインを遵守 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 カラオケ設備の利用自粛（設備を提供している店舗のみ） 	
支給額※1	○中小企業※2 売上高に応じて 4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割 （最大20万円）	○中小企業※2 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割 （最大20万円※3）

※1 1店舗1日あたりの支給額

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

※3 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

(2) 5/12-5/31 【20日間】（緊急事態措置の期間）

対象エリア	愛知県内全域	
対象期間	2021年5月12日（水）から5月31日（月）まで【20日間】	
対象事業者	対象エリア内の休業要請・営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者（大企業も含む） ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
主な要件	休業	営業時間の短縮
	酒類・カラオケ設備を提供する（酒類の持込みを含む）飲食店が休業	午前5時～午後8時に短縮

	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・酒類及びカラオケ設備の提供の取り止め（酒類の持込みを含む）
支給額※1	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業※2 売上高に応じて4万円～10万円 ○大企業 売上高減少額の4割（最大20万円）

※1 1店舗1日あたりの支給額

※2 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能

【カラオケ設備利用自粛要請枠】

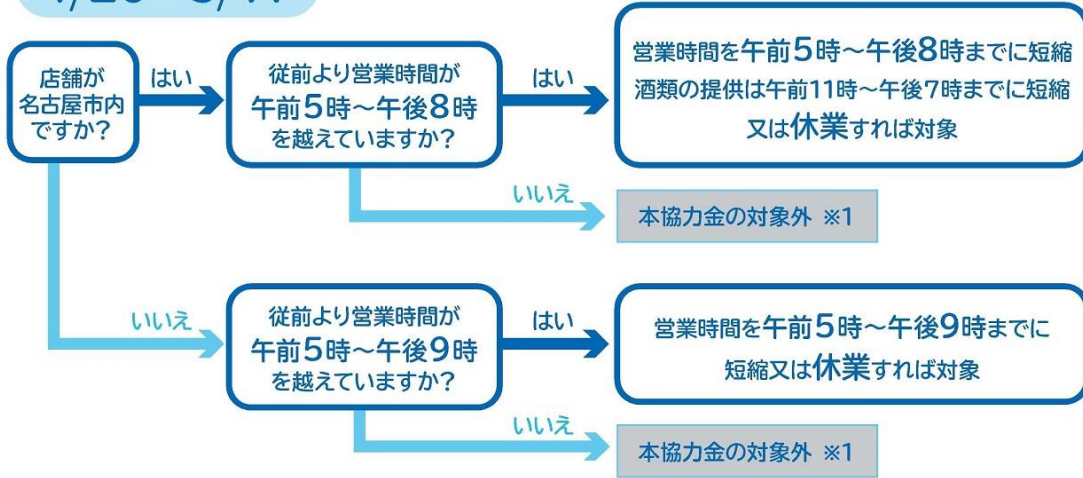
対象エリア	愛知県内全域	
対象期間	2021年4月20日（火）から5月11日（火）まで【22日間】	2021年5月12日（水）から5月31日（月）まで【20日間】
対象事業者	<p>カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等※</p> <p>カラオケ設備の提供を取り止めたカラオケボックスを運営する事業者（大企業も含む）</p> <p>※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要</p>	<p>カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等※</p> <p>飲食業の許可を受けていない小規模（建築物の床面積が千平方メートル以下）のカラオケ店（大企業も含む）</p> <p>※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要</p>
主な要件	<p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ設備の利用の自粛・提供の取り止め ・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 <p>【5/12～5/31の期間の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等 <ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供の取り止め（酒類の持込みを含む） ○カラオケ店 <ul style="list-style-type: none"> ・休業 	
交付額	1店舗1日あたり1万円 夜間営業※1を行っているカラオケボックスは【営業時間短縮要請枠】と同額	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等 1店舗1日あたり1万円 ・カラオケ店 1店舗1日あたり2万円

※1 夜間営業とは、名古屋市内の店舗においては午前5時から午後8時を越えて営業していること、名古屋市外の店舗においては午前5時から午後9時を越えて営業していること。

本協力金(営業時間短縮要請枠)の対象となる店舗

両期間とも飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可が必要です

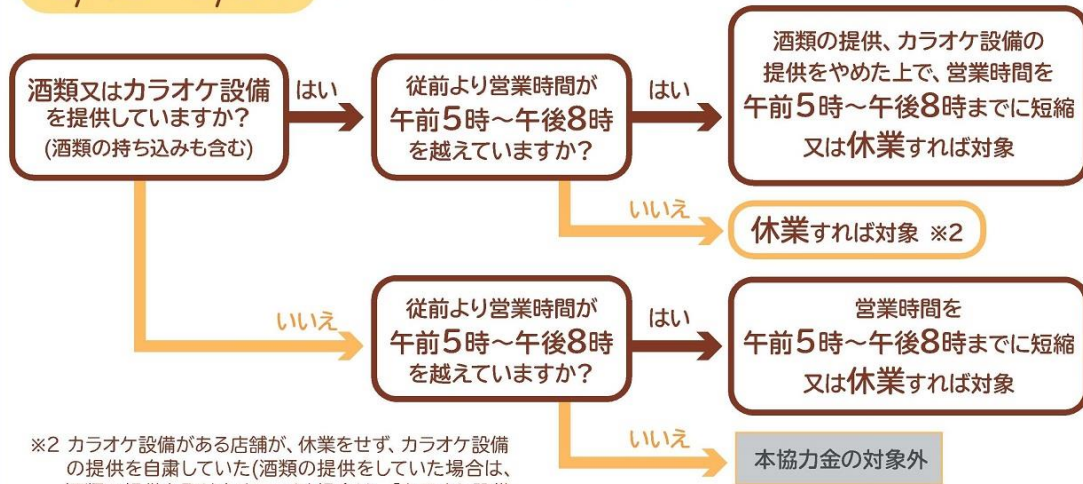
4/20~5/11



※1 カラオケ設備がある店舗が、カラオケ設備の提供を自粛していた場合は「カラオケ設備利用自粛要請枠」の対象となります。

5/12~5/31

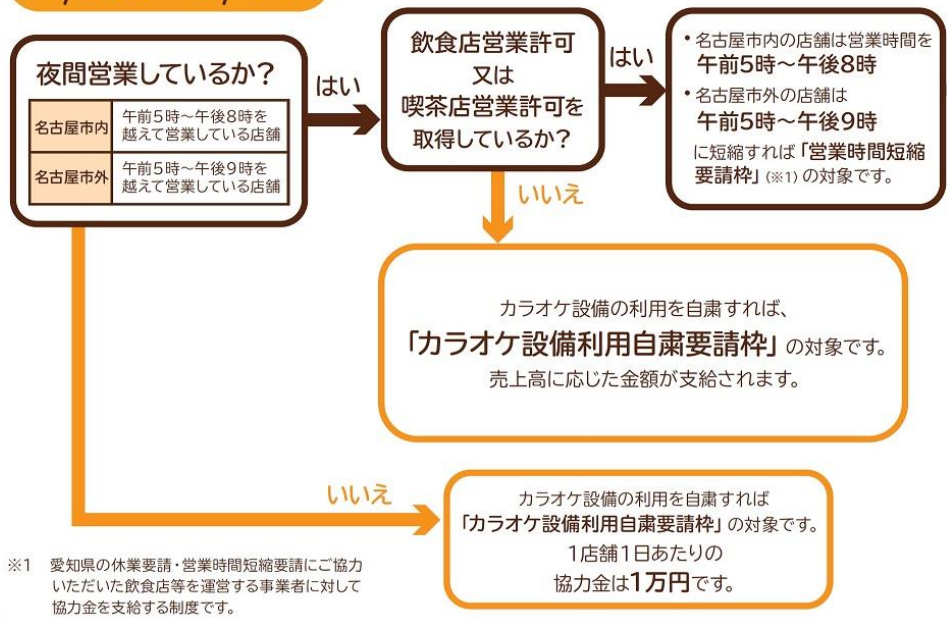
(県内全域で同じ扱いです。)



※2 カラオケ設備がある店舗が、休業をせず、カラオケ設備の提供を自粛していた(酒類の提供をしていた場合は、酒類の提供も取り止めていた)場合は、「カラオケ設備利用自粛要請枠」の対象となります。

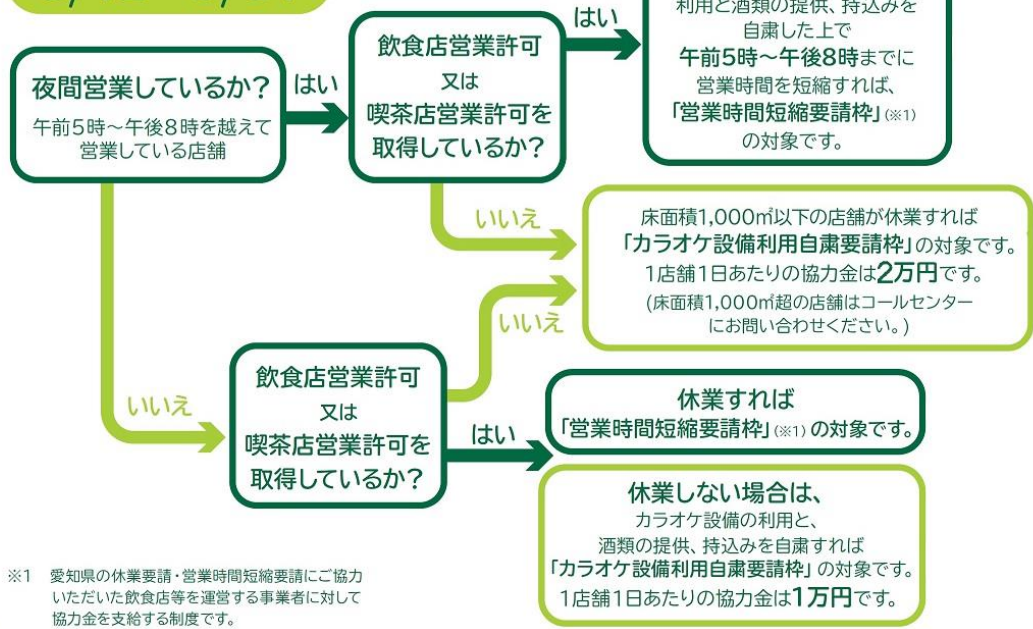
本協力金 (カラオケ設備利用自粛要請枠) の対象となる店舗及び支給額について

4/20~5/11



※1 愛知県の休業要請・営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給する制度です。

5/12~5/31



※1 愛知県の休業要請・営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給する制度です。